

障害者雇用促進法（法定雇用率制度）

障害者雇用促進法に基づく「法定雇用率制度」では、従業員が一定数以上いる事業主に
対し、法令で定められた割合（法定雇用率）以上の障害者を雇用する義務が課されていま
す。制度に沿って取り組むために利用できる長岡市の支援について紹介します。

- **法定雇用率** 令和6年4月以降段階的に引き上げられます。

	令和6年4月1日から	令和8年7月1日から
民間企業の法定雇用率	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲	40.0人以上	37.5人以上

〈法定雇用率の対象となる事業主の主な義務〉

- ・ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況を、ハローワークへ報告すること。
- ・ 障害者の雇用促進・定着を図るため、「障害者雇用推進者」を選任するよう努めること。

※一部業種には「除外率」が適用されますが、令和7年4月から引き下げられます。

- **長岡市による企業支援**

「障害者就労支援推進員」が企業を訪問し、取り組み方や利用できる支援についての
相談に対応し、必要に応じて適切な支援機関へつなぎます。

- **長岡市内の主な支援機関**

ハローワーク長岡、障がい者就業・生活支援センターこしじ、長岡市立高等総合支援学校
このほかにも福祉サービス事業所等の支援機関があり、職場実習や定着支援など様々
な面で企業の障害者雇用をサポートしています。

- **問合せ** 人材・働き方政策課（0258-39-2228）